



とんでもない夏の猛暑も過ぎ、朝晩涼しくなりました。

これから実りの秋を迎えますが、農作物の豊穰と収穫を感謝する「秋祭り」が全国の神社で予定されているかと思います。

元気なお神輿には「生きる力」が溢れていて、見ている方も元気になる気がします。(^_-)



地域密着、地域貢献という業務の性格上、そんな地域の祭りに「仕事」として参加される方もあるかもしれません。以前、お神輿を担いでいてケガをされた従業員の方の労災請求を手続きしたことがあります。

監督署からはいろいろ聞かれましたが、その時は何とか労災として認定されました。

お祭りは非日常的な出来事であり、雨の中であったり夜であったりすることもあるでしょう。

仕事、プライベートを問わず、参加される方は、どうか気をつけて頑張ってくださいね。(^_~)/

名誉の負傷！



今年の夏は記録的な猛暑に加え、地震、記録的豪雨、台風、また地震と大きな自然災害が続きました。

9月4日台風21号は猛烈な勢力を維持したまま近畿に上陸し、大阪を中心に大きな被害をもたらしました。

ここで質問。台風の日会社に強風で転倒してケガをした場合は、「労災」は認定されるのでしょうか？

労働基準法上は、労働者の業務上の災害については例え過失があったとしても、使用者は当然に労働者に対して補償をしなければならないとされています。(使用者の災害補償責任)

但し、労災が適用されるべき場合においては、使用者はその補償の責を免れることができます。

ところが、台風等の天災地変自体は業務と無関係な自然現象ですので、原則として労災の補償対象とはなりません。「業務遂行中に発生したものであっても、一般的には業務起因性は認められない」

(昭49.10.25基収第2950号)と解されています。※

労災が適用されるには業務起因性と業務遂行性が認められることが条件です。

仕事でのケガなら無条件で労災適用となると思ってしまうならそれは誤解です。

台風等の天災事変の際においても、「とりあえず会社に行かなければ」という使命感、責任感は大切に受け止めたいとは思いますが、もし事故にあった際は、会社の社員に対する安全配慮義務が問われる事態になり、

良かれという安直な考えが実は逆に会社を困らせることになるかもしれません。(*_*)

(※事業場の立地条件や作業条件・作業環境等、天災地変に際して災害を被りやすい事情があるときは業務災害と認められる場合もあります。)



今年もまだしばらく台風シーズンは続きます。そして来年以降も続々と台風は来るでしょう。

地震はともかくとして天気予報の精度が高い現代においては、大雨や台風の予知、予見が可能です。

鉄道などの公共交通機関も、台風等に対しては以前に比べ運行中止を決定しやすい風潮にあります。

「安全」に対する意識が高い企業は、ひいては「社員を守る」意識の高い企業といえるかもしれません。

台風等の天災時における休みの扱いや業務のあり方について予め、総務、管理職を中心に会社全体で考えておく必要があるように思います。それが働き手から「選ばれる」企業づくりに繋がるのではないのでしょうか。



世の中で特に怖いとされているものを順に並べて「地震・雷・火事・親父」と言いますが、実は

「親父」は「大山嵐(おおやまじ) = 台風」が変化したものという説があるようです。

確かに、我が家をはじめ(^_~)親父の権威が昔ほどではないと思われる今の時代、

そこは「親父」ではなく「台風」の方がピッタリくるかもしれませんね。

ちなみに僕にとって苦手なものは「地震・雷・家事・漢字」。いや、「猛暑」もある。

「高所」も「ジェットコースター」も「ホラー映画」も・・・んーいっぱいあり過ぎて書けないっす。(+_+)

